

こっか こうむいん とどうふけんろうどうきょくしょくいん しょうがいしゃさいようせんこうしけん あんない
国家公務員(都道府県労働局職員)障害者採用選考試験のご案内

さいよう しょくいん しょくむないよう きんむじょうけん
一採用する職員の職務内容や勤務条件など一

れいわ ねん がつ ひょうごけんない ろうどうきょく ろうどうきじゅんかんとくしょ ていけいてき
令和7年10月(※)から、兵庫県内の労働局、労働基準監督署、ハローワークで、定型的な
ぎょうむ おこな しょくいん しょうがいしゃさいようじむかん さいよう せんこうしけん じっし
業務などを行う職員(障害者採用事務官)を採用する選考試験を実施します。

れいわ ねん がつ きんむかいし むずか ばあい いてい はんい きんむかいしび おく
※ 令和7年10月からの勤務開始が難しい場合、一定の範囲で勤務開始日を遅らせることが
できます。

じゅけんもうしこみうけつけきかん 受験申込受付期間	れいわ ねん がつ にち か がつ にち きん 令和7年6月3日(火)から6月27日(金)
だいいちじせんこうしけんび さくぶんしけんび 第一次選考試験日(作文試験日) ※	れいわ ねん がつ にち ど 令和7年7月26日(土)
だいいちじせんこうごうかくはっぴょうび 第一次選考合格発表日	れいわ ねん がつ にち か じ 令和7年8月5日(火)10時
だいにじせんこうしけんび めんせつしけんび 第二次選考試験日(面接試験日)	れいわ ねん がつ にち ど 令和7年8月16日(土)
ごうかくはっぴょうび 合格発表日	れいわ ねん がつ にち きん じ 令和7年8月22日(金)10時

だいいちじせんこう さくぶんしけん くわ しょくむけいれき ひょうかたいしょう
※ 第一次選考では、作文試験に加え、職務経歴を評価対象とします。

- とどうふけんろうどうきよく はたら ひと しごと かくほ しょくぎょうあんていぎょうせい ろうどうかんきょう せいび
都道府県労働局は、働く人のための仕事の確保（職業安定行政）、労働環境の整備
ろうどうきじゆんぎょうせい こようきかい きんとうかくほ こようかんきょう きんとうぎょうせい しょくぎょうのうりよく こうじょう
（労働基準行政）、雇用機会の均等確保（雇用環境・均等行政）、職業能力の向上
じんざいかいはつぎょうせい はたら かんれん ぎょうせいぶんや そうごうてき いちげんてき うんえい
（人材開発行政）などの働くことに関連する行政分野を総合的かつ一元的に運営する
こうせいろうどうしやう ちほうきかん
厚生労働省の地方機関です。
- ひょうごろうどうきよく ろうどうきよく そうむぶ ろうどうきじゆんぶ しょくぎょうあんていぶ こようかんきょう きんとうぶ
兵庫労働局には、労働局（総務部、労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等部）、
こうきやうしょくぎょうあんていしよ けんない しょ ろうどうきじゆんかんとうくしよ けんない しょ
公共職業安定所（ハローワーク）（県内14か所）、労働基準監督署（県内11か所）が
あります。

かくぎょうせいぶんや おも ぎょうむ
（各行政分野の主な業務）

<p>しょくぎょうあんていぎょうせい 職業安定行政</p>	<p>きゆうしょくしや きゆうじんしや むす しょくぎょうそうだん しょくぎょうしょうかい ろうどうしや 求職者と求人者を結びつける職業相談、職業紹介、労働者が しつぎやう ばあい しつぎやうとうきゆうふ しきゆう しょうがいしや こうれいしや しゆうしょく 失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者などの就職を そくしん ぎょうむ おこな 促進する業務などを行っています。</p>
<p>ろうどうきじゆんぎょうせい 労働基準行政</p>	<p>ちんぎん かくじつ しはら ふてきせつ かいこ ぼうし ちょうじかんろうどう よくせい 賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、長時間労働の抑制、 ろうどうさいがい ぼうし すいしん ぎょうむ ろうさいほけんせいど うんえい 労働災害の防止などを推進する業務や、労災保険制度を運営する ぎょうむ おこな 業務を行っています。</p>
<p>こようかんきょう きんとうぎょうせい 雇用環境・均等行政</p>	<p>はたら かたかいかく じよせい かつやくそくしん 働き方改革、女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスを すいしん ぎょうむ にんしん しゅっさん いくじきゆうぎやう かいごきゆうぎやう 推進する業務や、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに かん ふんそう みぜんぼうし そうきかいけつ そくしん 関するハラスメントなどの紛争の未然防止と早期解決を促進す ぎょうむ おこな る業務などを行っています。</p>
<p>じんざいかいはつぎょうせい 人材開発行政</p>	<p>さいしゆうしょく ひつやう ぎのう み つ 再就職に必要な技能を身に付けるためのハロートレーニング こうきやうしょくぎょうくねん しごと つ ひと しえん （公共職業訓練）や、仕事に就いている人のスキルアップを支援 ぎょうむ おこな する業務などを行っています。</p>

しょうがいしゃさいようじむかん しょうむないよう さいようよていすう い か
障害者採用事務官の職務内容・採用予定数は以下のとおりとなっています。

しょうがいしゃさいようじむかん いっぱんしよくいん さいようよていすう り] 障害者採用事務官（一般職員）[採用予定数 1人]

しょうがいしゃさいようじむかん ろうどうきよく ろうどうきじゆんかんとかしよ ていけいてき ぎょうむ
障害者採用事務官は、労働局、ハローワークまたは労働基準監督署で、定型的な業務などを
おこな しょういん かかりいん おも ぎょうむ つぎ しょぞく かんしよ ぶもん じゆうじ
行う職員（係員）です。主な業務は次のとおりですが、所属する官署・部門や従事する
ぎょうむ しょうがい じょうきょう ふ てきせい おう けつてい
業務などは、障害の状況などを踏まえた適性に応じて決定します。

ろうどうきよく おも ぎょうむ <労働局での主な業務>

- そうむぶ こうせいぎょうむ しょういんとう きゅうよしきゅうぎょうむ かいけいぎょうむ ぶつびんちようたつ りよひ
総務部での厚生業務（職員等の給与支給業務など）、会計業務（物品調達、旅費の
けいさん しきゆうぎょうむ
計算・支給業務など）
- しょうぎょうあんていぶ じよせいきん しんさぎょうむ
職業安定部などでの助成金の審査業務
- こようかんきょう きんとうぶ じよせいかつやく そくしん む しえんぎょうむ
雇用環境・均等部での女性活躍の促進に向けた支援業務など

おも ぎょうむ <ハローワークでの主な業務>

- きゅうしよくしゃ たい しょうぎょうそうだん しょうぎょうしょうかい ぎょうむ
求職者に対する職業相談、職業紹介、ハロートレーニングなどのあっせん業務
- きゅうじんしゃ きゅうじんうけつけ きゅうじんかいたく こようかんりしどうぎょうむ
求人者からの求人受付、求人開拓、雇用管理指導業務
- こようほけん てきょう きゅうふぎょうむ
雇用保険の適用、給付業務
- がっこうそつぎょうよていしゃ わかもの こうれいしゃ しょうがいしゃ しゅうしよくしえんぎょうむ
学校卒業予定者、フリーターなどの若者、高齢者、障害者の就職支援業務など

ろうどうきじゆんかんとかしよ おも ぎょうむ <労働基準監督署での主な業務>

- そうごうろうどうそうだん こべつろうどうふんそうかいけつえんじよぎょうむ
総合労働相談コーナーでの個別労働紛争解決援助業務
- ろうさいほけん しんせいそうだん にんていしんさ ちようさぎょうむ
労災保険の申請相談、認定審査、調査業務など

※ しょうがいしゃさいようじむかん ごうかく ばあい かりいん さいよう かりちよういじょう かんしよく
障害者採用事務官として合格した場合は係員として採用されます。係長以上の官職
しょうにん ほんにん きぼう さいようご じんじひょうか けつか どう もと ほんだん
の昇任については、本人の希望、採用後の人事評価の結果等に基づき判断します。

① きゅうよ てあて
給与、手当など

- さいようとうしょ ほうきゅうげつがく げつがくきゅうよ えん ぎょうせいしよくほうきゅうひょういち きゅう ごうほう
採用当初の俸給月額（月額給与）は183,500円（行政職俸給表（一）1級1号俸）で、
さいようまえ けいれき おう ぞうがく たと こうこうそつぎょうご さい さいよう ばあい
採用前の経歴に応じて増額します。例えば、高校卒業後30歳で採用された場合の
ほうきゅうげつがく えん えん
俸給月額は197,500円から253,800円となります。
- ほうきゅう つぎ てあて しきゅう
俸給のほかに次の手当などを支給します。

ふようてあて 扶養手当	ふようしんぞく もの げつがく えん こ ばあい 扶養親族のある者に、月額13,000円（子の場合）など
ちいきてあて 地域手当	きんむち みんかんちんぎんすいじゆん おう ほうきゅう 勤務地の民間賃金水準に応じて、俸給などの2%から14%を しきゅう 支給
じゅうきよてあて 住居手当	ちんたい す やちん しはら もの 賃貸のアパートなどに住み、家賃を支払っている者などに、 げつがくじょうげん えん 月額上限 28,000円
つうきんてあて 通勤手当	こうつうきかん りょう もの ていきけんそうとうがく げつがくじょうげん 交通機関を利用している者などに、定期券相当額（月額上限 えん 150,000円）など
きまつ きんべんてあて 期末・勤勉手当	ねんかん ほうきゅう やく つきぶん 1年間に俸給などの約4.60月分

※ じょうき ほうきゅうげつがく げんざい いっぱんしよく しよくいん きゅうよ かん ほうりつ もと こんご とうがいほうりつ
上記の俸給月額などは、現在の「一般職の職員の給与に関する法律」などに基づくものです。今後、当該法律
などが改訂された場合、改訂後の法律などに基づき支給することになります。

② きんむじかん きゅうか 勤務時間・休暇など

- きんむじかん げんそく にち じかん ふん どにち しゅくじつ きゅうじつ やす
勤務時間は、原則として1日7時間45分で、土日および祝日などの休日は休みです。
 - ねんじきゅうか びょうききゅうか とくべつきゅうか かいごきゅうか きゅうか
年次休暇(※1)、病気休暇、特別休暇(※2)、介護休暇などの休暇があります。
- ※1 ねん にち がつ にち さいよう ばあい さいよう とし にち
年20日。ただし10月1日採用の場合、採用の年は5日となります。
- ざんにつうすう にち げんど よくとし く こ
残日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ※2 か き けっこん しゅっさん き び きゅうか
夏季、結婚、出産、忌引き、ボランティア休暇など。
- た いくじきゅうぎょうせいど
その他に育児休業制度などがあります。

③ さいようご いどう 採用後の異動など

- しょうがい じょうきょう ふ てきせい おう おこな
障害の状況などを踏まえた適性に応じて行います。

④ た ふくりこうせい その他の福利厚生など

- どくしんよう せたいよう しゅくしゃ にゅうきよ こすう かぎ にゅうきよ
独身用または世帯用の宿舎に入居できます。ただし、戸数に限りがあるため、入居
できない場合があります。民間アパートなどに入居する場合、住居手当を支給します。

つぎ ようけん およ み もの
次の要件（１）及び（２）を満たす者となります。

つぎ かか てちょうとう こうふ う もの
（１）次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※ か き てちょうとう じゅけんもうしこみ び およ じゅけんびとうじつ ゆうこう ひつよう
下記の手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要
です。

ア ① しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳

② しんたいしょうがいしゃふくしほうだい じょう きてい とどうふけんちじ さだ い し とうがい
身体障害者福祉法 第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該
とどうふけん どうじょう しんせい もち ようしき さくせい しょうがい しゅるいおよ
都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び
ていど なら しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほりつべつびょう かか しょうがい がいとう むね
程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が
きさい しんだんしょ いけんしょ
記載された診断書・意見書

③ さんぎょういまた じんじいんきそく だい じょうとう きてい けんこうかんりい じゅん
産業医又は人事院規則10－4 第9条等に規定する健康管理医による②に準じる
しんだんしょ いけんしょ しんぞう ぞう こきゅうき も ちよくちようしょうちよう
診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト
めんえきふぜん めんえきまた かんぞう きのう しょうがい かか のぞ
免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

イ とどうふけんちじ せいれいしていとししちよう こうふ りょういくてちょうとうまた じどうそうだんじよ
都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、
ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんじよ せいしんほけんふくし せいしんほけんしていいい ちいき
知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは地域
しょうがいしゃしょくぎょう ちてきしょうがいしゃ はんていしょ
障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

（注） せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ゆうこうきげん ゆうこうきげん こうしんてつづき
精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には

じかん よう ちゅうい
時間を要しますので、ご注意ください。

（２） しょうわ ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち う もの
1964（昭和39）年4月2日から2007（平成19）年4月1日までに生まれた者

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ その他の試験内容などの詳細は、兵庫労働局ホームページなどに掲載している「障害者採用 選考試験受験案内」をご覧ください。

(問い合わせ先)

兵庫労働局総務部総務課人事係

電話 078-367-9171

FAX 078-367-8551

E-mail saiyo-hyougo28@mhlw.go.jp